



高山西ロータリークラブ

No. 2189 回 例会 平成 22 年 11 月 19 日

S. A. A

例会報告

第 2 6 3 0 地区 岐阜県 濃飛分区 創立 1 9 6 6 年 1 月 1 5 日

- 例会日 毎週金曜日 12:30~13:30
- 例会場 高山市花里町 3-33-3 TEL 34-3988
- 会長 鍋島 勝雄
- 幹事 中村 良平
- 会報委員長 栗原 藤義
- 大垣共立銀行 高山支店 4F



「秋・奥山紅葉」 蜘蛛 康介

<会長の時間>

私の会社では、毎年、春の安全大会・秋の衛生大会を行って今回 64 回目に成りました。当社は交通事故を含めて労働災害が発生する事も多々有り分析をしますと、事故の原因で多いのは自己管理の不足が多く占めています。そこで今回、講師として健康運動指導員で厚生労働省認定の恩田莉津子さんに決め「心と体に感動を届ける」をコンセプトに「ストレス社会を快適に過ごそう」をテーマに開催しました。

人間は生まれた時点でストレスとの付き合いが始まる、ストレスの無い社会など無いが自分の心の中には他人と比べる習性が有り誰でも負けたくないと思っている、それが、強い人ほどストレスが溜まって睡眠不足を起し事故につながる原因になるケースが多いと言われました。

全員にゲーム形式で如何に負けることが嫌いかを証明されました、その一例を紹介します。会員皆様に協力をお願いいたします。ジャンケンゲームで、グー・チョキ・パーを使って、始めは私に勝負を行います。私がグーを出したら皆さんはパーを・パーを出したらチョキを・チョキを出したらグーを出してください、始めます。全員の方がわりと上手く出されました。それでは逆に負けることを行います、私がグーを出したらチョキを・チョキを出したらパーを・パーを出したらグーを始めます。段々訳が分からなくなってきました。前の人が難しいと言い始めました。これで分かったと思いますが人間は負ける事が非常に下手でそれをストレスに変えて要るのです。負けたことを真摯に捉えることに勇気を持って立向きましょう。

また、睡眠を上手にするには心を無にすることが大切だと思います。昔から寝る時(羊が一匹・羊が二匹・・・)と唱えると早く寝られると言われていますが、それよりは座禅等にて心を無にして寝た方がストレスを解消して快適な睡眠が出来ると思います。

今は難しい世の中です自分で快適な生活空間を創るには自分でよくよするより他人の助言を求める事も重要だと思います。



<幹事報告>

◎RIより
・国際大会での「友愛の家1日パス」が利用可能となったことについて

◎東日観光(株)より
・国際ロータリー年次大会(ニューオリンズ大会)参加旅行のご案内

◎高山市青少年育成市民会議より
・「家族スナップ写真展」及び「家庭の日図画展」の
会場準備等について(お願い)



日時 準備：12月2日(木) 13:30~
撤去：12月5日(日) 16:00~
会場：高山市民文化会館 2-5

<例会変更>

加茂東 …… 12月9日(木)は、年次総会・懇親会のため、18:30~ シティホテル美濃加茂 に変更
12月16日(木)は、休会
12月23日(祝・木)は、クリスマス家族例会のため、17:00~ シティホテル美濃加茂 に変更
12月30日(木)は、定款により 休会

<受贈誌>

高山中央RC(会報)、台北東海RC(会報)、
(財)米山記念奨学会「ハイライトよねやま129」、
ロータリー財団「Every Rotarian Every year」

<出席報告>

区分	出席	Make-Up	出席者数	会員数	出席率
前々回	29名	8名	37名	45名	82.22%
本日	40名	—	40名	44名	91.00%

地域を育み大陸をつなぐ

例会報告

<本日のプログラム> S. A. A 担当例会



S. A. A 田中 武

本日は SAA 担当委員会です。当クラブの阪下六代さんからご紹介して頂きました岐阜地方裁判所高山支部庶務課長生田 克 様で御座います。今日は裁判員制度関連のお話をして頂きたくお越し頂きました。

生田様には大変お忙しいところ誠にありがとうございます。簡単に生田様の略歴をご紹介します。

平成 4 年 4 月 裁判所書記官任命

平成 12 年 4 月 大垣簡易裁判所（主任書記官）

平成 14 年 8 月 名古屋地方裁判所民事 1 部（主任書記官）

平成 16 年 4 月 安城簡易裁判所（庶務課長）

平成 18 年 8 月 岐阜簡易裁判所（庶務課長）

平成 21 年 4 月 岐阜地方裁判所高山支部（庶務課長）現在に至る。色々マスコミ等で騒がれています裁判員裁判制度とはどんなものか。実際に関わっていても大変な事だと思いますが私たちに少しでも分かるようにとお願いして有ります。決められた時間の間でご講話を頂く訳で御座いますが宜しくお願ひ致します。



岐阜地方裁判所 高山支部 庶務課長 生田 克 様

【裁判員裁判・導入】

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」は、平成 16 年に公布され、5 年の準備期間を経て、昨年 5 月 21 日にスタートしました。岐阜県下におきましても、本年 10 月 29 日現在では、開始以来 24 件の裁判員裁判が実施されてまいりました。

この裁判員裁判の基本的な裁判体の構成は 3 人の裁判官と一般の方から選ばれた 6 人の裁判員の合計 9 人で構成されることとされています。そして、裁判員として参加していただいた方々には、有罪か無罪か、有罪とした場合にはどのような刑をどの範囲で課すのかといったことを裁判官と一緒に決

めていただくことが予定されています。

ところで、この裁判員裁判は量刑の重い、世に重大事件と呼ばれる刑事事件（死刑又は無期懲役・禁固，短期 1 年以上で故意による死亡の場合）を対象としています。また、裁判員裁判の実施庁は全国の各地方裁判所の本庁と一部の支部とされていますので、支部である高山の裁判所において裁判員裁判が実施されることは今のところありません。

この新しい制度で裁判員に求められているのは、法律적인見識や意見ではなく、市民としての目線や経験に基づいた犯罪に関わる事実のとらえ方、市民としての見方や考え方を刑事裁判に反映させることにあると考えられています。

【新制度の目的】

刑事裁判は法律適用上の、あるいは制度として求められる法に基づく手続的な正確さを重視する反面、60 年という時の経過によって、一般市民の感覚からは乖離したものとして認識されてきたのではないかと思います。

この度の司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判員と裁判官がそれぞれの知識や経験を生かしつつ、一緒に考え、協議し判断することによって、裁判員として参加していただいた方々の様々な経験や感覚に根ざした多様な視点（市民感覚）が刑事裁判に反映されることで、よりわかりやすい刑事裁判を実現すると共に司法の実際を通じて、国民の方々にも、より深い理解と信頼をいただくことができるのではないかと考えられてきました。

【裁判員の役割】

通常、選任された 6 人の裁判員は、事件の概要と審理の具体的な進行に関する説明を受けていただいた後、3 人の裁判官と共に合議体を構成して、法廷での審理に立ち会っていただくことになります。裁判員の方々は、その中で、検察官や弁護人の側から提出される証拠や証人及び被告人の供述を吟味していただき、非公開で実施される「評議」の場で被告人の有罪・無罪及び有罪とした場合の量刑について他の裁判員や裁判官らと協議していただき、合議体の多数決による「評決」をもって結論を出していただくこととなります。

なお、「評議」や「評決」の内容である各裁判員の意見や意見交換の経過に関しては「非公開」とされており、裁判員の方々も裁判官同様に守秘義務を負うこととなります。

【市民感覚の反映・「評決」】

裁判員法（67 条）には、「評決」を行う際のルールが定められており、被告人の有罪・無罪を決定するのは裁判官と裁判員からなる 9 人の合議体の多数決によると規定されています。但し、この多数決については今ひとつのルールが定められており、多数となった側に裁判官及び裁判員がそれぞれ 1 人以上含まれていることを要件としています。

例会報告

次に今ひとつの評決の場面として刑の量刑ということがあります。例えば、裁判官1人と裁判員3人が懲役7年、裁判員1人が懲役6年、裁判官2人と裁判員2人が懲役5年をそれぞれ指示した場合、単独のグループで過半数を維持するグループはありません。このような場合、法律は最も刑の重いグループと次に重いグループの員数を順次合計することを定めています。この例では、懲役7年のグループと懲役6年のグループを合計したところで、要件を備えた過半数が成立することになります。但し、この場合の量刑に対する結論は混在する7年と6年の意見のうち、刑の軽い方を選択して過半数を構成するグループ全体の意見とみなすことになっています。

只今ご説明させていただいた内容は、この制度が裁判員を通して刑事裁判の中に「市民感覚の反映」を実現させようとしていることを最も端的に物語っているのではないかと思います。

この制度にあっては、裁判員の意見は裁判官の意見と個々の重さにおいて等しく、人数において多数を構成するというものであり、今後の刑事裁判の行く末にとって大きな意味を持つものと考えられます。

【裁判員候補者名簿と選任までの流れ】

本日お集まりの方々には経営者としてご活躍されている方々ですが、「使用者」として、従業員の方が候補者又は裁判員に選任された場合はどのように対処するかということがあります。労働基準法の7条に「使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務の執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。」と規定され、裁判員法の100条にも候補者又は裁判員として参加することでの不利益な取扱いを禁止する旨の規定が置かれています。

県下の有権者の方で今年12月に候補者名簿登載通知のお手紙をお受け取りになる割合は四百人にお一人、年が明けまして個別の事件で呼出状をお受け取りになる割合は千人お一人、その中で実際に裁判員に選任される割合としては五千人にお一人ということになります。

この制度はまだ始まったばかりのものであり、この制度が一般に当然のこととして認識されるためには、今後10年、20年というスパンで考えていく必要があるのではないかと考えています。そういう意味から申しますと、今年は当たらなくても3年後5年後にはひょっとしたらということがあるかも知れません。

将来そのような機会がありましたら、ぜひご協力を賜りますようお願いいたしまして、本日のつたない説明を終わらせていただきたいと思います。

<ニコニコボックス>

●鍋島 勝雄さん

①岐阜地裁高山支部庶務課長 生田 克 様、ようこそお越し下さいました

②昨日、食協50周年記念イベントに参加させていただきました。盛況で終了しました。

●中村 良平さん

①岐阜地裁高山支部庶務課長 生田 克 様、ようこそお越し下さいました。講演よろしくお願ひします。

②高山カントリークラブ・クラブ選手権の12位以内の予選を突破すると、クオリティ杯というナンバープレートがもらえます。私は2年連続でもらえました。来年還暦の年も頑張るぞー!

●S.A.A 田中 武さん、野戸 守さん、小田 博司さん、垣内 秀文さん、蜘蛛 康介さん

本日はS.A.A担当例会です。岐阜地方裁判所高山支部庶務課長 生田 克 様をお迎えしてのスピーチを拝聴する事にしました。生田様にはご公務多忙の中有難うございます。よろしくお願ひいたします。

●阪下 六代さん

生田 克 様にはいつも私の本業でお世話になっております。本日はご多忙の中にもかかわらず、ご来会の上卓話をいただきますこと、厚く御礼申し上げます。

●古橋 直彦さん、米澤 久二さん

生田課長さん、ようこそお越し下さいました。卓話楽しみにしています。

●小森 丈一さん

家内の誕生日に立派な花をお届け下さりありがとうございます。一年振りに大変喜んでいました。

●河渡 正暁さん

本日は社団法人高山市文化協会役員と市長と語る会を行いますので早退させていただきます。市長には、文化・歴史に力を入れたまちづくりをお願いしてまいります。今、総合交流センターの建設にあたっての市民の意見を募っていますが、高山市文化会館の在り方にも影響してくると思います。文化会館は建てられてから30年経過しようとしています。新文化会館の構想も含めて、市民が楽しく美しく効率のよい集える場所を考えていかねばならないと、私は思います。